

平成 30 年 2 月 16 日

# 災害救助法適用地域の世帯の 学生の皆さんへ (お知らせ)

学資負担者が下記の被害に遭われ、奨学金の申請をしよう  
と思われている方は学生生活支援課までご連絡ください。

記

## ・平成29年度豪雪に係る被害

《災害救助法適用地域》

【新潟県】長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

- ※ 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭われた場合も準用できることがあります。
- ※ 学資負担者が上記の地域に勤務し、勤務先が被災した場合も準用できることがあります。
- ※ 申請されても採用になるとは限りません。

学生支援部学生生活支援課(0985-58-7140)